

第 11 違法行為の防止、摘発

1 概要

労働者派遣事業の適正な運用を確保し労働力需給の適正な調整を図るとともに、派遣労働者の適正な就業条件を確保することにより、その保護及び雇用の安定を図るため、派遣労働者等からの相談に対する適切な対応や、派遣元事業主、派遣先等に対する労働者派遣事業制度の周知徹底、指導、助言及び指示を通じて違法行為の防止を行うとともに法違反を確認した場合には、所要の指導、助言、指示、行政処分又は告発を行うこととする。

2 労働者等の相談への対応

(1) 概要

公共職業安定所は、派遣就業に関する事項について、労働者等の相談に応じ、及び必要な助言その他の援助を行うことができる（法第 52 条）。

(2) 意義

イ 派遣就業に関し、適切な就業条件が確保されていない、あるいは違法行為があるといった相談が派遣労働者等から公共職業安定所に対して行われた場合には、公共職業安定所は当該問題事案を解消するための助言を行う。

なお、派遣就業に関する労働者等からの相談については、公共職業安定所で受け付け、助言を行うものであるが、労働者派遣をする事業主及び労働者派遣の役務の提供を受ける者に対する事実確認、所要の指導及び助言、行政処分等の措置については、原則として都道府県労働局が講ずるものである（則第 55 条）。

そのため、違法性の疑いのある事業主に対する指導等に関する相談については、都道府県労働局で受け付け、公共職業安定所で受け付けた場合には、都道府県労働局の需給調整事業担当の相談窓口へ誘導する。

ロ 「労働者等」とは、派遣労働者のほか、派遣労働者として雇用されることを予定する者、以前に派遣労働者として雇用されていた者も含むものである。

(3) 不利益取扱いの禁止

労働者派遣を行う事業主又は労働者派遣の役務の提供を受ける者が、法又は法に基づく命令の規定に違反していた場合については、派遣労働者は、その事実を厚生労働大臣に申告することができるが、当該申告を行ったことを理由として、労働者派遣を行う事業主又は労働者派遣の役務の提供を受ける者が当該派遣労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこととされている（法第 49 条の 3）。

なお、不利益取扱いの禁止の規定に違反した場合は、法第 60 条第 2 号に該当し、6 箇月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処せられる場合がある。

また、派遣元事業主については、許可の取消し（法第 14 条第 1 項）、事業停止命令（法第 14 条第 2 項）、改善命令（法第 49 条第 1 項）の対象となり、不利益取扱いの禁止の規定違反による司法処分を受けた場合は、許可の取消しの対象となる。

3 派遣元事業主、派遣先への周知徹底

労働者派遣事業の適正な運営と、派遣労働者の保護を図るためには、労働者派遣事業制度に関する正しい理解が必要不可欠であることから、派遣元事業主、派遣先、労使団体等に対するリーフレット等の作成・配布、労働者派遣事業制度の概要に関する説明会の開催、公共職業安定所内への労働者派遣事業制度に関する啓蒙・啓発ポスターの掲示、派遣元事業主、派遣先等に対する集団指導の実施等その啓蒙、啓発を本省、都道府県労働局及び公共職業安定所のすべてにおいて積極的に行うこととする。

4 指導及び助言

(1) 概要

厚生労働大臣は、法（第 3 章第 4 節の規定は除く。）の施行に関し必要があると認めるときは、労働者派遣をする事業主及び労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、労働者派遣事業の適正な運営又は適正な派遣就業を確保するために必要な指導及び助言をすることができる（法第 48 条第 1 項）。

(2) 意義

イ 当該指導及び助言は、違法行為があり、それが軽微なものである場合に、行政処分又は司法処分を即時に行使せず、当該事業主等の自主的な改善努力を助長し、違法とは言えないまでも法の趣旨に反した行為等を改善させ、又は違法行為を行うおそれがある場合にそれを防止するためのものである。

ロ 「労働者派遣をする事業主」とは、許可を受け又は届出をした派遣元事業主のほか違法に労働者派遣事業を行っている事業主及び業として行われるものではない労働者派遣をする事業主も含むものであり、「労働者派遣の役務の提供を受ける者」とは、当該労働者派遣をする事業主から労働者派遣を受けるすべての者をいう。

(3) 権限の委任

指導及び助言に関する厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長が行うものとする。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことは妨げられない。

5 報告

(1) 概要

厚生労働大臣は、法（第 3 章第 4 節の規定は除く。）を施行するために必要な限度において、労働者派遣事業を行う事業主及び当該事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、必

要な事項を報告させることができる（法第 50 条）。

(2) 意義

イ 当該報告は、定期報告（法第 23 条第 1 項及び第 3 項。第 4 の 1 及び 2 参照）とは異なり、当該定期報告だけでは、事業運営の状況及び派遣労働者の就業状況を十分把握できない場合であって、違法行為の行われているおそれのある場合等特に必要がある場合について個別的に必要な事項を報告させるものである。

ロ 「労働者派遣事業を行う事業主」とは、許可を受け又は届出をした派遣元事業主のほか違法に労働者派遣事業を行っている事業主も含むものであり、「当該事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者」とは、派遣元事業主に限らず許可を受け又は届出をせず違法に労働者派遣事業を行う事業主から労働者派遣の役務の提供を受けている者も含むものである。

ハ 「必要な事項」とは、労働者派遣事業の運営に関する事項及び派遣労働者の就業に関する事項であり、具体的には、例えば、個々の労働者の就業条件、派遣期間、派遣先における具体的就業の状況等である。

(3) 報告の徴収の手続

必要な事項を報告させるときは、当該報告すべき事項及び理由並びに報告期日を書面により通知するものとする（則第 47 条）。

(4) 権限の委任

報告に関する厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長が行うものとする。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことは妨げられない。

6 立入検査

(1) 立入検査の実施

イ 概要

厚生労働大臣は、法（第 3 章第 4 節の規定は除く。）を施行するために必要な限度において、職業安定機関の職員に、労働者派遣事業を行う事業主及び当該事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他の施設に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる（法第 51 条第 1 項）。

ロ 意義

(イ) 当該立入検査は、違法行為の申告があり、許可の取消し、事業停止命令等の行政処分をするに当たって、その是非を判断する上で必要な場合等 5 の報告のみでは、事業運営の内容や派遣労働者の就業の状況を十分に把握できないような場合に、限定的に、必要最小限の範囲において行われるものである。

立入検査の対象となるのは、当該立入検査の目的を達成するため必要な事業所及び帳簿、書類その他の物件に限定されるものである。

(ロ) 「労働者派遣事業を行う事業主及び当該事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者」

は、5の(2)のロと同様である。

(ハ)「事業所その他の施設」とは、労働者派遣事業を行う事業主の事業所及び当該事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他の施設のほか、派遣労働者の就業を管理する施設等に限られる。

(ニ)「関係者」とは、労働者派遣事業運営の状況や派遣労働者の就業の状況について質問するのに適当な者をいうものであり、具体的には、派遣労働者、労働者派遣事業を行う事業主、その雇用する一般の労働者、労働者派遣の役務の提供を受ける者、その雇用する労働者等である。

(ホ)「帳簿、書類その他の物件」とは、派遣元管理台帳、派遣先管理台帳、労働者派遣契約等はもちろん、その他労働者派遣事業の運営及び派遣労働者の就業に係る労働関係に関する重要な書類が含まれるものである。

(2) 証明書

イ 立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を必ず携帯し、関係者に提示しなければならない（法第 51 条第 2 項）。

ロ 立入検査のための証明書は、労働者派遣事業立入検査証（様式第 14 号）によるものとする（則第 48 条）。

なお、貼付する写真には、厚生労働省若しくは都道府県労働局の刻印又は厚生労働大臣若しくは都道府県労働局長の印により割印する。

(3) 立入検査の権限

イ 概要

当該立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない（法第 51 条第 3 項）。

ロ 意義

職業安定機関は、司法警察員の権限を有せず、当該立入検査の権限は行政による検査のために認められたものであり、犯罪捜査のために認められたものと解してはならないものである。

(4) 権限の委任

立入検査に関する厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長が行うものとする。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことは妨げられない。

7 違反の場合の効果

(1) 適用除外業務等（第 2 参照）

イ 適用除外業務について労働者派遣事業を行った者は、法第 59 条第 1 号に該当し 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられる場合がある。

また、許可の取消し（法第 14 条第 1 項）、事業停止命令（法第 14 条第 2 項）、改善命令（法第 49 条第 1 項）の対象となり、イの司法処分を受けた場合は、許可の取消しの対象となる（第 12

の 2 参照)。

- ロ また、その指揮命令の下に派遣労働者を適用除外業務に従事させた者は、勧告（法第49条の 2 第 1 項）、公表（法第49条の 2 第 2 項）の対象となり（第12の 3 参照）、また、派遣労働者を適用除外業務に従事させる者へ労働者派遣を行った派遣元事業主は、労働者派遣の停止命令（法第49条第 2 項）の対象となる（第12の 2 参照）。

(2) 労働者派遣事業の許可等（第 3 参照）

イ 許可に関する違反

- (イ) 労働者派遣事業の許可を受けず、労働者派遣事業を行った者及び偽りその他不正の行為により労働者派遣事業の許可を受けた者は、それぞれ法第 59 条第 2 号及び同条第 3 号に該当し、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられる場合がある（第 12 の 1 参照）。また、法に違反するものとして、許可の取消し（法第 14 条第 1 項）、事業停止命令（法第 14 条第 2 項）、改善命令（法第 49 条第 1 項）の対象となる（第 12 の 2 参照）。
- (ロ) 許可申請関係書類に虚偽の記載をして提出した者は、法第 61 条第 1 号に該当し、30 万円以下の罰金に処せられる場合がある（第 12 の 1 参照）。また、法に違反するものとして、許可の取消し（法第 14 条第 1 項）、事業停止命令（法第 14 条第 2 項）、改善命令（法第 49 条第 1 項）の対象となる（第 12 の 2 参照）。
- (ハ) 第 3 の 1 (12)により付された許可の条件に違反した場合、法第 14 条の規定に該当し、許可の取消しの対象となる。（第 12 の 2 参照）。

ロ 許可の有効期間の更新に関する違反

- (イ) 労働者派遣事業の許可の有効期間の更新を受けず、引き続き労働者派遣事業を行った者及び偽りその他不正の行為により労働者派遣事業の許可の有効期間の更新を受けた者は、それぞれ法第 59 条第 2 号及び同条第 3 号に該当し、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられる場合がある（第 12 の 1 参照）。また、法に違反するものとして、許可の取消し（法第 14 条第 1 項）、事業停止命令（法第 14 条第 2 項）、改善命令（法第 49 条第 1 項）の対象となる（第 12 の 2 参照）。
- (ロ) 許可有効期間更新申請関係書類に虚偽の記載をして提出した者は、法第 61 条第 1 号に該当し、30 万円以下の罰金に処せられる場合がある（第 12 の 1 参照）。また、法に違反するものとして、許可の取消し（法第 14 条第 1 項）、事業停止命令（法第 14 条第 2 項）、改善命令（法第 49 条第 1 項）の対象となる（第 12 の 2 参照）。

ハ 変更の届出又は虚偽の届出に関する違反

労働者派遣事業の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、法第 61 条第 2 号に該当し、30 万円以下の罰金に処せられる場合がある（第 12 の 1 参照）。また、法に違反するものとして、許可の取消し（法第 14 条第 1 項）、事業停止命令（法第 14 条第 2 項）、改善命令（法第 49 条第 1 項）の対象となる（第 12 の 2 参照）。

ニ 許可証に関する違反

- (イ) 許可証を事業所に備え付けず、また、関係者から請求があったときにこれを提示しなかった派遣元事業主は、許可の取消し（法第 14 条第 1 項）、事業停止命令（法第 14 条第 2 項）、改善命令（法第 49 条第 1 項）の対象となる。なお、許可証の交付を受けた者が、許可証を亡失し、又は許可証を滅失したにもかかわらず、これに違反して許可証の再交付を受けるため、所定の方法により許可証再交付申請書を提出しなかった者は、許可の取消し（法第 14 条第 1 項）、事業停止命令（法第 14 条第 2 項）、改善命令（法第 49 条第 1 項）の対象となる（第 12 の 2 参照）。
- (ロ) 許可証の再交付を受けるため、所定の方法により許可証再交付申請書を提出しなかった者は、許可の取消し（法第 14 条第 1 項）、事業停止命令（法第 14 条第 2 項）、改善命令（法第 49 条第 1 項）の対象となる（第 12 の 2 参照）。

ホ 廃止の届出に関する違反

労働者派遣事業の廃止の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は法第 61 条第 2 号に該当し、30 万円以下の罰金に処せられる場合がある（第 12 の 1 参照）。また、法に違反するものとして、許可の取消し（法第 14 条第 1 項）、事業停止命令（法第 14 条第 2 項）、改善命令（法第 49 条第 1 項）の対象となる（第 12 の 2 参照）。

ヘ 名義貸しに関する違反

労働者派遣事業につき名義貸しを行った者は、法第 59 条第 1 号に該当し、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられる場合がある（第 12 の 1 参照）。また法に違反するものとして、許可の取消し（法第 14 条第 1 項）、事業停止命令（法第 14 条第 2 項）、改善命令（法第 49 条第 1 項）の対象となる（第 12 の 2 参照）。

(3) 事業報告等（第 4 参照）

イ 事業報告及び収支決算書に関する違反

- (イ) 事業報告書及び収支決算書が提出期限までに提出されなかった場合、又は法第 30 条の 4 第 1 項に定める協定を締結した派遣元事業主が、当該協定を事業報告書に添付して提出しなかった場合には、法第 50 条の規定に基づき必要な事項の報告を求める（5 参照）場合があり、これに従わず報告せず、又は虚偽の報告をした場合は、法第 61 条第 5 号に該当し、30 万円以下の罰金に処せられる場合がある（第 12 の 1 参照）。
- (ロ) また、当該違反をした派遣元事業主は、許可の取消し（法第 14 条第 1 項）、事業停止命令（法第 14 条第 2 項）、改善命令（法第 49 条第 1 項）の対象となり、(イ)の司法処分を受けた場合は、許可の取消しの対象となる（第 12 の 2 参照）。

ロ 海外派遣の届出に関する違反

- (イ) 海外派遣の届出を所定の方法により行わなかった場合は、法第 61 条第 2 号に該当し、30 万円以下の罰金に処せられる場合がある（第 12 の 1 参照）。
- (ロ) また、法に違反するものとして、許可の取消し（法第 14 条第 1 項）、事業停止命令（法第 14 条第 2 項）、改善命令（法第 49 条第 1 項）の対象となり、(イ)の司法処分を受けた場合は、許可

の取消しの対象となる（第 12 の 2 参照）。

ハ 関係派遣先割合報告書に関する違反

(イ) 関係派遣先派遣割合報告書が提出期限までに提出されなかった場合（法第 23 条第 3 項）又は法第 23 条の 2 に規定する関係派遣先への派遣割合が遵守されていない場合であつて、法第 48 条第 1 項の規定による指導又は助言をしてもなお関係派遣先派遣割合報告書が提出されない又は法第 23 条の 2 の規定に違反している場合には、厚生労働大臣は、法第 48 条第 3 項の規定に基づき、必要な措置をとるべきことを指示する場合がある。

(ロ) さらに、(イ) の指示を受けたにもかかわらず、なお関係派遣先派遣割合報告書が提出されない又は法第 23 条の 2 の規定に違反している場合には、許可の取消し（法第 14 条第 1 項）の対象となる（第 12 の 2 参照）。

ニ 関係者への情報提供（情報公開）に関する違反

法第 23 条第 5 項に基づく関係者への情報提供を行わなかった場合、派遣元事業主は、許可の取消し（法第 14 条第 1 項）、事業停止命令（法第 14 条第 2 項）、改善命令（法第 49 条第 1 項）の対象となる（第 12 の 2 参照）。

ホ 労働争議に関する違反

第 4 の 5 (3) 及び(4)（法第 24 条、職業安定法第 20 条）に違反して労働者派遣を行った派遣元事業主は、許可の取消し（法第 14 条第 1 項）、事業停止命令（法第 14 条第 2 項）、改善命令（法第 49 条第 1 項）の対象となる（第 12 の 2 参照）。

ヘ 個人情報の保護に関する違反

個人情報の保護に関する規定に違反した場合、派遣元事業主は、許可取消し（法第 14 条第 1 項）、事業停止命令（法第 14 条第 2 項）、改善命令（法第 49 条第 1 項）の対象となる（第 12 の 2 参照）。

ト 秘密を守る義務に関する違反

秘密を守る義務に関する規定に違反した場合、派遣元事業主は、許可取消し（法第 14 条第 1 項）、事業停止命令（法第 14 条第 2 項）、改善命令（法第 49 条第 1 項）の対象となる（第 12 の 2 参照）。

(4) 労働者派遣契約（第 5 参照）

・ 労働者派遣契約の締結に関する違反

労働者派遣契約の締結に当たり、所定の事項を定めず又は所用の手続きを行わなかった場合、派遣元事業主は、許可の取消し（法第 14 条第 1 項）、事業停止命令（法第 14 条第 2 項）、改善命令（法第 49 条第 1 項）の対象となる（第 12 の 2 参照）。

・ 労働者派遣契約の締結に当たっての比較対象労働者の待遇等に関する情報提供に関する違反

労働者派遣契約の締結に当たり、労働者派遣の役務の提供を受けようとする者が、所定の方法により派遣元事業主に対して比較対象労働者の待遇等に関する情報を提供しなかった場合、当該者は、勧告（法第 49 条の 2 第 1 項）、公表（法第 49 条の 2 第 2 項）の対象となる（第 12 の 3 参

照)。

また、当該比較対象労働者の待遇等に関する情報に変更があったときに、派遣先が、遅滞なく当該変更の内容に関する情報を所定の方法により派遣元事業主に提供しなかった場合、勧告（法第49条の2第1項）、公表（法第49条の2第2項）の対象となる（第12の3参照）。

派遣元事業主が、労働者派遣の役務の提供を受けようとする者からの比較対象労働者の待遇等に関する情報の提供がないにも関わらず、当該者との間で労働者派遣契約を締結した場合は、派遣元事業主は、許可の取消し（法第14条第1項）、事業停止命令（法第14条第2項）、改善命令（法第49条第1項）の対象となる（第12の2参照）。

また、派遣元事業主が、労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から提供された比較対象労働者の待遇等に関する情報、又は派遣先からの当該情報に変更があったときの当該変更の内容に関する情報を所定の期間保存しなかった場合は、派遣元事業主は、許可の取消し（法第14条第1項）、事業停止命令（法第14条第2項）、改善命令（法第49条第1項）の対象となる（第12の2参照）。

(5) 派遣元事業主の講ずべき措置等（第6参照）

イ 特定有期雇用派遣労働者に対する雇用安定措置

(イ) 派遣先の事業所等における同一の組織単位の業務について継続して3年間当該労働者派遣に係る労働に従事する派遣される見込みがある特定有期雇用派遣労働者に対して雇用安定措置を講じない場合（法第30条第2項により読み替えて適用する同条第1項）であって、法第48条第1項の規定による指導又は助言をしてもなお雇用安定措置を講じない場合には、厚生労働大臣は、法第48条第3項の規定に基づき、必要な措置をとるべきことを指示する場合がある。

(ロ) さらに、(イ)の指示を受けたにもかかわらず、なお雇用安定措置を講じない場合には、許可の取消し（法第14条第1項）、事業廃止命令の対象となる（第12の2参照）。

ロ 段階的かつ体系的な教育訓練等

段階的かつ体系的な教育訓練等に関する規定（法第30条の2）に違反した場合、派遣元事業主は、許可の取消し（法第14条第1項）、事業停止命令（法第14条第2項）、改善命令（法第49条第1項）の対象となる（第12の2参照）。

ハ 不合理な待遇の禁止等

不合理な待遇の禁止等に関する規定（法第30条の3）に違反した場合は、派遣元事業主は、許可の取消し（法第14条第1項）、事業停止命令（法第14条第2項）、改善命令（法第49条第1項）の対象となる（第12の2参照）。

二 待遇に関する事項等の説明

労働者を派遣労働者として雇い入れようとするとき、又は労働者派遣をしようとするとき等の待遇に関する事項等の説明に関する規定（法第31条の2第1項、第2項及び第3項）に違反した

場合、派遣元事業主は、許可の取消し（法第14条第1項）、事業停止命令（法第14条第2項）、改善命令（法第49条第1項）の対象となる（第12の2参照）。

また、派遣元事業主が、派遣労働者から求めがあったにも関わらず、比較対象労働者との待遇の相違の内容及び理由等について説明を行わなかった場合、又は、当該求めがあったことを理由に解雇その他不利益な取扱いを行った場合は、派遣元事業主は、許可の取消し（法第14条第1項）、事業停止命令（法第14条第2項）、改善命令（法第49条第1項）の対象となる（第12の2参照）。

ホ 派遣労働者であることの明示等

雇入れの際の明示に関する規定（法第32条第1項）及び雇入れ後、派遣労働者とする場合の明示及び同意に関する規定（法第32条第2項）に違反した場合、派遣元事業主は、許可の取消し（法第14条第1項）、事業停止命令（法第14条第2項）、改善命令（法第49条第1項）の対象となる（第12の2参照）。

なお、これらの規定は、派遣労働者という地位を取得する場合に労働者保護の観点から加えられた公法的な規制であり、これに反して明示又は明示及び同意を経ない労働者を労働者派遣した場合における労働契約又は労働者派遣契約の効果を直接規律するものではない。

ヘ 派遣労働者に係る雇用制限の禁止

(イ) 派遣労働者に係る雇用制限の禁止に関する規定（法第33条）に違反した場合、派遣元事業主は、許可の取消し（法第14条第1項）、事業停止命令（法第14条第2項）、改善命令（法第49条第1項）の対象となる（第12の2参照）。

(ロ) 法第38条による準用

派遣労働者に係る雇用制限の禁止は、派遣元事業主以外の事業主が労働者派遣をする場合も適用される。

ト 就業条件等の明示

(イ) 労働者派遣をしようとする場合に、あらかじめ、当該派遣労働者に就業条件等の明示（法第34条）を行わなかったときは、法第61条第3号に該当し、30万円以下の罰金に処せられる場合がある（第12の1参照）。

(ロ) また、許可の取消し（法第14条第1項）、事業停止命令（法第14条第2項）、改善命令（法第49条第1項）の対象となり、(イ)の司法処分を受けた場合は、許可の取消しの対象となる（第12の2参照）。

(ハ) 就業条件等の明示義務違反は、(イ)及び(ロ)のように司法、行政処分の対象となるが、労働者派遣契約自体は有効に成立、存続するものである。

(ニ) 法第38条による準用

就業条件（ただし、第6の13(4)のイ及びロを除く。）の明示は派遣元事業主以外の事業主が労働者派遣をする場合にも行わなければならない。

チ 労働者派遣に関する料金の額の明示

労働者派遣に関する料金の額に関する規定（法第34条の2）に違反した場合、派遣元事業主は、許可の取消し（法第14条第1項）、事業停止命令（法第14条第2項）、改善命令（法第49条第1項）の対象となる（第12の2参照）。

リ 派遣先への通知

(イ) 法第35条に基づく派遣先への通知を行わなかった又は通知を所定の方法で行わなかった場合又は虚偽の通知をした場合（法第35条）は、法第61条第4号に該当し30万円以下の罰金に処せられる場合がある（第12の1参照）。

(ロ) また、許可の取消し（法第14条第1項）、事業停止命令（法第14条第2項）、改善命令（法第49条第1項）の対象となり、(イ)の司法処分を受けた場合は、許可の取消しの対象となる（第12の2参照）。

(ハ) 派遣先への通知義務違反は、(イ)及び(ロ)のように司法、行政処分の対象となるが、労働者派遣契約自体は有効に成立、存続するものである。

ヌ 労働者派遣の期間の制限の適切な運用

(イ) 派遣先の事業所単位の期間制限又は派遣労働者の個人単位の期間制限を超えて労働者派遣を行った場合（法第35条の2及び法第35条の3）は、法第61条第3号に該当し、30万円以下の罰金に処せられる場合がある。

(ロ) また、許可の取消し（法第14条第1項）、事業停止命令（法第14条第2項）、改善命令（法第49条第1項）の対象となり、(イ)の司法処分を受けた場合は、許可取消しの対象となる（第12の2参照）。

ル 日雇労働者についての労働者派遣の禁止

日雇労働者についての労働者派遣の禁止に関する規定（法第35条の4）に違反した場合、派遣元事業主は、許可の取消し（法第14条第1項）、事業停止命令（法第14条第2項）、改善命令（法第49条第1項）の対象となる（第12の2参照）。

ロ 離職した労働者についての労働者派遣の禁止

離職した労働者についての労働者派遣の禁止に関する規定（法第35条の5）に違反した場合、派遣元事業主は、許可の取消し（法第14条第1項）、事業停止命令（法第14条第2項）、改善命令（法第49条第1項）の対象となる（第12の2参照）。

ワ 派遣元責任者の選任

(イ) 派遣元責任者を選任しなかった場合又は派遣元責任者の選任が所定の要件を満たさず、若しくは所定の方法により行われていなかった場合（法第36条）は、法第61条第3号に該当し、30万円以下の罰金に処せられる場合がある（第12の1参照）。

(ロ) また、許可の取消し（法第14条第1項）、事業停止命令（法第14条第2項）、改善命令（法第49条第1項）の対象となり、(イ)の司法処分を受けた場合は、許可の取消しの対象となる（第12の2参照）。

カ 派遣元管理台帳

(イ) 法第37条に基づく派遣元管理台帳を所定の方法により作成、記載又は保存しなかった場合（法第37条）は、法第61条第3号に該当し、30万円以下の罰金に処せられる場合がある（第12の1参照）。

(ロ) また、許可の取消し（法第14条1項）、事業停止命令（法第14条第2項）、改善命令（法第49条第1項）の対象となり、(イ)の司法処分を受けた場合は、許可の取消しの対象となる（第12の2参照）。

(6) 派遣先の講ずべき措置等（第7参照）

イ 適正な派遣就業の確保等

派遣先が、教育訓練又は福利厚生施設に関する規定（法第40条第2項及び第3項）に違反する場合は、勧告（法第49条の2第1項）、公表（法第49条の2第2項）の対象となる（第12の3参照）。

ロ 派遣先責任者の選任

派遣先責任者を選任しなかった場合又は所定の方法により派遣先責任者を選任しなかった場合（法第41条）は、法第61条第3号に該当し、30万円以下の罰金に処せられる場合がある（第12の1参照）。

ハ 派遣先管理台帳

法第42条に基づく派遣先管理台帳を所定の方法により作成、記載、保存若しくは通知しなかった場合（法第42条）、派遣先は、法第61条第3号に該当し、30万円以下の罰金に処せられる場合がある（第12の1参照）。

(7) 紛争の解決（第9参照）

派遣労働者が、当該派遣労働者と派遣元事業主との間の紛争に関し、都道府県労働局に援助を求めたことを理由として、当該派遣元事業主が、当該派遣労働者に対して不利益な取扱いをした場合は、派遣元事業主は、許可の取消し（法第14条第1項）、事業停止命令（法第14条第2項）、改善命令（法第49条第1項）の対象となる（第12の2参照）。

(8) 報告

イ 法第50条の報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、法第61条第5号に該当し、30万円以下の罰金に処せられる場合がある（第12の1参照）。

ロ また、許可の取消し（法第14条第1項）、事業停止命令（法第14条第2項）、改善命令（法第49条第1項）の対象となり、イの司法処分を受けた場合は、許可の取消しの対象となる（第12の2参照）。

(9) 立入検査

イ 法第51条第1項の立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答

弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした場合は、法第 61 条第 6 号に該当し、30 万円以下の罰金に処せられる場合がある（第 12 の 1 参照）。

- ロ また、許可の取消し（法第 14 条第 1 項）、事業停止命令（法第 14 条第 2 項）、改善命令（法第 49 条第 1 項）の対象となり、イの司法処分を受けた場合は、許可の取消しの対象となる（第 12 の 2 参照）。